

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の
公表について

平成23年度 家具転倒防止金具等取付け委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項により次のとおり公表する。

平成23年 7月 4日

室 戸 市 長 小 松 幹 侍

記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	平成23年度 家具転倒防止金具等取付け委託業務
(2) 契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格内であった場合、契約を締結する。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に該当するシルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出場所及び提出期限	室戸市浮津25番地1 室戸市総務課 平成23年 7月 7日 午後5:00必着
(4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市浮津25番地1 室戸市総務課 Tel 0887-22-5114

平成23年度 室戸市家具転倒防止金具等取付け委託業務 仕様書

○業務内容

1 家具転倒防止金具等の購入および取付け
(ダンス・食器棚・テレビ・冷蔵庫など)

2 申請者（住民）との事前協議

固定する家具及び取付け金具の種類や個数などは申請者と協議の上、決定するものとします。ただし、これに要した時間は委託料支払の対象とはなりません。

3 作業費および金具等の購入について

取付けに係る作業費および金具などの購入費用については1万円を上限として市が負担します。1万円を超える部分については申請者負担となります。

4 業務報告書の提出

業務従事者は業務報告書を総務課に提出してください。その際、金具等取付け前、取付け後の写真を各1枚添付してください。

○見積書の提出

見積書は、業務を行うにあたって1時間あたりの作業時間単価を記載し提出してください。